

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成30年1月19日

警視庁築地警察署長

警視正 岸 昭 利

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 シンテイ警備株式会社
- (2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域 警視庁築地警察署の管轄区域
- (2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成30年1月19日

警視庁月島警察署長

警視 佐 藤 善 亮

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 シンテイ警備株式会社
- (2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域 警視庁月島警察署の管轄区域
- (2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成30年1月19日

警視庁愛宕警察署長

警視 早乙女 真由美

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 シンテイ警備株式会社
- (2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域 警視庁愛宕警察署の管轄区域
- (2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成30年1月19日

警視庁三田警察署長

警視 宇 都 徹

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 シンテイ警備株式会社
- (2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域 警視庁三田警察署の管轄区域
- (2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

警視庁高輪警察署長

警視 田村 昇

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁高輪警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

警視庁麻布警察署長

警視正 八十嶋 宝

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁麻布警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

警視庁赤坂警察署長

警視正 深野 幸

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁赤坂警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

警視庁東京湾岸警察署長

警視 宮崎 勉

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁東京湾岸警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

警視庁品川警察署長

警視 小川 達 政

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁品川警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

警視庁大井警察署長

警視 阿部 純 一

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁大井警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

警視庁大崎警察署長

警視 戸高 史 登

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁大崎警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

警視庁荏原警察署長

警視 渡邊 久仁夫

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁荏原警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

警視庁渋谷警察署長

警視正 市川 敬

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁渋谷警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

警視庁原宿警察署長

警視 酒林 利男

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁原宿警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

警視庁代々木警察署長

警視 小林 誠

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁代々木警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

警視庁牛込警察署長

警視 渋谷 泰明

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁牛込警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

警視庁新宿警察署長

警視正 宮 橋 圭 祐

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アネシス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁新宿警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

警視庁戸塚警察署長

警視 津 金正 彦

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アネシス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁戸塚警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

警視庁四谷警察署長

警視正 森 洵 十 悟

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁四谷警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

警視庁富坂警察署長

警視 天 野 信 彦

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁富坂警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

警視庁大塚警察署長

警視 福田 敬

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁大塚警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

警視庁本富士警察署長

警視 田畑 勝也

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁本富士警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

警視庁駒込警察署長

警視 畑山 龍治

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁駒込警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

警視庁巣鴨警察署長

警視 宇都宮 孝夫

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁巣鴨警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

警視庁池袋警察署長

警視正 岡谷 晃治

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アネシス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁池袋警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

警視庁目白警察署長

警視 田中 茂哉

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アネシス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁目白警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

警視庁上野警察署長

警視正 中島 政彦

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁上野警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

警視庁下谷警察署長

警視 井澤 正一

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁下谷警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成30年1月19日

警視庁浅草警察署長

警視正 齊 藤 次 郎

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁浅草警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成30年1月19日

警視庁蔵前警察署長

警視 大 谷 弘

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁蔵前警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成30年1月19日

警視庁深川警察署長

警視 矢 部 春 彦

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁深川警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成30年1月19日

警視庁城東警察署長

警視 大 橋 良 則

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁城東警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで



放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

警視庁本所警察署長

警視正 島田 幸治

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アネシス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁本所警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

警視庁向島警察署長  
警視 谷中 敏 晃

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アネシス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁向島警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

警視庁小松川警察署長

警視 布施 賢 而

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテライ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁小松川警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

警視庁葛西警察署長  
警視 永野 雅 通

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁葛西警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

警視庁小岩警察署長

警視 山本 司 修

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンライ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁小岩警察署の管轄区域

(2) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號(代)  
電話 〇三(五三二二)一一一一

郵便番号 163-8001

定価 本号 五〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

